今月のトピックス

平成 30 年 7 月

顧問先社長　経営幹部各位

株式会社　アンジェロ
社労士法人　斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL　03-5356-6377
TEL　048-781-2651
URL　http://www.slmo.co.jp/

年間平均による随時改定が可能に

平成 30 年 10 月 1 日以降の随時改定より、標準報酬月額の随時改定に当たって、現行の随時改定による報酬の月平均額と、年間の報酬の月平均額とが著しく乖離する場合に配慮し、業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、年間平均を用いた随時改定の対象となります。 具体的には、次の 4 つの要件すべてを満たした場合に該当します。

A:固定的賃金に増減があった月以降の継続した 3 か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額 **（通常の方法により算出した標準報酬月額）** 下記例：410 千円(27 等級)

B:次の 1+2 の額から算出した標準報酬月額 **(年間平均額から算出した標準報酬月額）** 下記例：340 千円(24 等級)

1「固定的賃金に増減があった月以降の継続した 3 か月の間に受けた固定的賃金の月平均額」

2「固定的賃金に増減があった月前の継続した 9 か月および固定的賃金に増減があった月以後の継続した 3 か月の間に受けた非固定的賃金の月平均額」

要件 1：現在の標準報酬月額と「A」との間に 2 等級以上の差があること。
要件 2：「A」と「B」との間に 2 等級以上の差があること。
要件 3：要件 2 の差が、業務の性質上例年発生することが見込まれること。
Ex.）人事異動や決算など特定の時期が繁忙期となり残業代が増加する総務、会計等の部署 etc.
要件 4：現在の標準報酬月額と「B」との間に 1 等級以上の差があること。

★現在 300 千円（22 等級）から 7 月の昇給により、随時改定に該当。

通常の随時改定では 10 月から 410 千円になるが、要件すべてを満たしているため、年間平均による保険者の対象となり 340 千円に改定の場合。

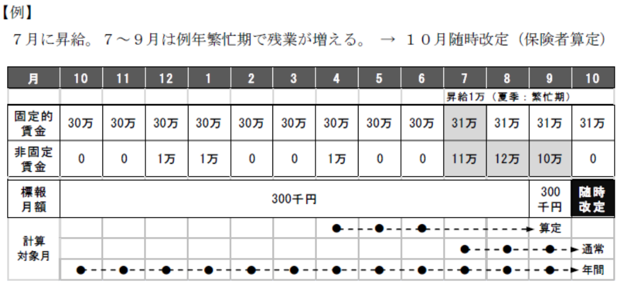

【例】

7 月に昇給。7～9 月は例年繁忙期で残業が増える。 → 1 0 月随時改定（保険者算定）

月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
										昇給1万（夏季：繁忙期）			
固定的賃金	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	31万	31万	31万	31万
非固定賃金	0	0	1万	1万	0	0	1万	0	0	11万	12万	10万	0
標報月額	300千円											300千円	随時改定
計算対象月							●	●	●			算定	
										●	●	●	通常
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	年間

事業主は、年間平均を用いた随時改定に該当する場合でも、必ずしも申立書を提出する必要はありません（申立ては任意）。なお、申立てをしない場合は、通常の随時改定の方法により標準報酬月額を決定します。

また、事業主が申立てるには、被保険者に不利益が生じないよう被保険者の同意が必要となりますが、被保険者が同意しなかった場合は、その被保険者については通常の随時改定の方法により標準報酬月額を決定します。

お手続きの様式及び必要書類につきましては、ご加入の健康保険組合によって異なりますのでご注意下さい。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。

※弊社夏季休業は 8 月 13 日（月）から 8 月 15 日（水）となりますので、ご了承下さい。